

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

- 1 地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)歳入決算額 1,344,072 千円
- 2 社会保障施策に要する経費 18,730,331 千円 ※1
{
消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会
保険及び保険衛生に関する施策をいう。)に要する経費 ※2
- 3 2の経費の内、一般財源充当額 6,500,761 千円
- 4 3の一般財源充当額の内、地方消費税交付金引上げ分(社会保障財源化分) 1,344,072 千円
充当額

【社会保障施策に要する経費とその財源内訳】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	市債	その他	地方消費税 (交付金)引 上げ分 (社会保障財 源化分)	その他
社会福祉	生活保護	949,321	702,944	0	25,926	35,221	185,230
	児童母子福祉 (児童手当、私立保育所、子ども医療等)	7,082,069	5,211,332	0	91,026	589,808	1,189,903
	障がい者高齢福祉	2,992,879	2,136,209	0	14,804	134,502	707,364
	社会福祉	1,004,785	756,361	0	0	39,690	208,734
	小計	12,029,054	8,806,846	0	131,756	799,221	2,291,231
社会保険	国民健康保険(一般会計繰出金)	630,074	464,748	0	0	26,413	138,913
	介護保険(一般会計繰出金等)	1,452,220	92,654	0	2,076	216,880	1,140,610
	後期高齢者医療(一般会計繰出金)	1,474,033	181,108	0	0	206,566	1,086,359
	小計	3,556,327	738,510	0	2,076	449,859	2,365,882
保健衛生	保健衛生(母子保健)	1,678,030	1,582,118	0	5,370	14,466	76,076
	予防健康(予防接種、健康診断等)	1,466,920	888,783	0	74,111	80,526	423,500
	小計	3,144,950	2,470,901	0	79,481	94,992	499,576
合計		18,730,331	12,016,257	0	213,313	1,344,072	5,156,689

※1 別紙の「社会保障関係費の推移」の総事業費R3決算の額21,445,885千円と上の表の経費の合計18,730,331千円が異なるのは、地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)は、事務職員の人件費や事務費に充てることができないこと、また各施設の管理費、高齢者交通費助成等を除いているためです。

※2 地方消費税収(引上げ分)については、地方税法第72条の116において、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策(社会保障4経費に予防接種、健康診断、障がい者サービスを加える)に充てるとされています。